

「経営基盤強化の状況」の評価について（概要）

1 競争入札参加資格審査上の取扱い

建設工事に係る競争入札参加資格審査において、特別項目点数として評価する「経営基盤強化の状況」は、「経営基盤強化の評価に係る事務処理要領」で評価決定されたものに限って評価するものとします。

平成23・24年度の資格審査から、従来の「会社の合併」や「事業の譲渡」に加え、新たに「経常JVの結成」および「協業組合の設立」を評価するものとします。

2 評価の対象

評価の対象者は、次の(1)および(2)に該当するものに限り、ります。

(1) 以下のいずれかに該当するもの

- ① 県入札参加資格者（以下「有資格者」という）である2以上の個人が設立した新設会社
- ② 会社である有資格者の合併により設立された合併会社
- ③ 他の有資格者から建設業に係る事業の全部を譲り受けた有資格者
- ④ 構成員の全員が有資格者である経常建設共同企業体
- ⑤ 組合員の全員が有資格者である協業組合

(2) (1)に該当する「有資格者」が次のいずれにも該当すること。

- ① 建設業許可10年以上かつ県入札参加資格5年以上であること。
- ② 他の有資格者と資本的関係^(注1)または人的関係^(注2)がないこと。
- ③ 過去2年間に福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領の指名停止措置（警告、注意を含む。）を受けていないこと。

(注1)「資本的関係」とは、次のような関係とします。

- ① 親会社と子会社
- ② 親会社が同一である子会社
- ③ 建設業を営む個人が出資する会社
- ④ その他①から③までに掲げる関係と同視すべき関係

(注2)「人的関係」とは、次のような関係とします。

- ① 代表権を有する者が同一である会社
- ② 役員（代表取締役、取締役その他会社の業務を執行する者）が兼務している会社
- ③ 代表権を有する者が夫婦、親子または兄弟姉妹の関係にある会社
- ④ その他①から③までに掲げる関係と同視すべき関係

3 その他

評価決定された後、会社分割や事業譲渡などを行った場合は、評価決定を取り消すとともに、資格の再審査（特別項目点数の再計算）を行っていただく場合があります。

お問い合わせ先 県土木部土木管理課建設産業・人材支援室
電話 0776-20-0468（直通）

経営基盤強化の評価に係る事務処理要領

(趣旨)

第1条 建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（平成10年福井県告示第749号。以下「告示」という。）の6（1）イ（イ）経営基盤強化の状況の評価に係る事務手続について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 会社 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社をいう。
- (2) 合併 会社法第5編第2章の規定による合併をいう。
- (3) 事業の譲渡等 会社法第2編第7章の規定による事業の譲渡等をいう。
- (4) 資本的関係 次のいずれかに該当する関係をいう。
 - ア 親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）
 - イ 親会社が同一である子会社
 - ウ 建設業を営む個人が出資する会社
 - エ その他アからウまでに掲げる関係と同視すべき関係
- (5) 人的関係 次のいずれかに該当する関係をいう。
 - ア 代表権を有する者が同一である会社
 - イ 役員（代表取締役、取締役その他会社の業務を執行する者をいう。以下同じ。）が兼務している会社
 - ウ 代表権を有する者が夫婦、親子または兄弟姉妹の関係にある会社
 - エ その他アからウまでに掲げる関係と同視すべき関係
- (6) 経常建設共同企業体 福井県建設工事共同企業体実施要領第3章の規定により結成された経常建設共同企業体をいう。
- (7) 協業組合 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号の協業組合をいう。
- (8) 主たる営業所 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する営業所のうち主たるものをいう。
- (9) 有資格者 告示に基づき、福井県競争入札参加資格者名簿に登載された者をいう。
- (10) 県内業者 主たる営業所を県内に有する有資格者をいう。
- (11) 合併等当事会社等 合併、事業の譲渡等または協業組合の設立がなされる前の会社もしくは個人または経常建設共同企業体の構成員をいう。

(評価する対象者)

第3条 次のいずれかに該当するものは、経営基盤強化の評価について申請することができる。

- (1) 有資格者である2以上の個人により新たに設立された会社（以下「新設会社」という。）
- (2) 会社である有資格者の合併により存続した存続会社または会社である有資格者の合併により新たに設立された新設会社（以下「合併会社」と総称する。）
- (3) 他の有資格者から建設業に係る事業の全部を譲り受けた有資格者（その事業を譲渡した有資格者（以下「事業譲渡者」という。）が建設業に係る事業の全部を廃止した場合に限る。）（以下「事業譲受者」という。）
- (4) 構成員の全員が有資格者である経常建設共同企業体
- (5) 組合員の全員が有資格者である協業組合

- 2 前項各号の有資格者は、次のいずれにも該当するものでなければならない。
- (1) 引き続き10年以上法第3条の規定による許可を受けており、かつ、引き続き5年以上有資格者であること。
 - (2) 他の有資格者と資本的関係または人的関係がないこと
 - (3) 第5条の規定による申請の前日2年間に福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領の規定による警告、注意または指名停止の措置を受けていないこと。

(評価の方法)

第4条 新設会社、合併会社、事業譲受者、経常建設共同企業体および協業組合（以下「合併会社等」と総称する。）の入札参加資格審査における会社の新設、合併、事業の譲渡等、経常建設共同企業体の結成および協業組合の設立（以下「合併等」と総称する。）についての評価の方法は、福井県建設工事等競争入札参加者資格審査事務処理要領第5条の表(6)に定めるとおりとする。

- 2 前項に規定する措置は、次条の規定に基づく申請をした時点で資格を有する業種のみを対象とする。

(申請期限等)

第5条 前条の規定の適用を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記様式1号に別表に定める書類を添付の上、第3条第1項第1号から第3号までおよび第5号に掲げる者にあつては合併等をした日から6月以内に、同条第4号に掲げる者にあつては資格審査の申請と同時に所管する土木事務所の長を経由して、知事に2部提出しなければならない。

(認定および結果の通知等)

第6条 知事は、前条の規定による申請があつた場合において、その内容が経営基盤の強化に資するものであると認めるときは、第4条の規定の適用を認定することとし、別記様式第2号により申請者に通知するものとする。

(継続申請)

第7条 前条の規定により評価適用の認定を受けた日以降について、第4条の規定の適用を引き続き受けようとする者は、告示に基づく基準年度ごとの資格審査の申請に併せて、別記様式第3号により継続の申請をしなければならない。

(評価適用の取消し)

第8条 合併会社等が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、第4条の規定による措置を取り消すとともに、入札参加資格に係る再審査を行い、別記様式第4号により当該有資格者に通知するものとする。

- (1) 会社分割（会社法第5編第3章の規定による会社分割をいう。）、事業の譲渡等その他これらに類する事由により、合併等の目的が達せられなくなったと認められるとき。
 - (2) 第5条の規定に基づく申請に当たり、虚偽の内容を記載して不正に申請したことが明らかになったとき。
- 2 前項に規定する場合においては、同項各号に掲げる者が再審査の結果に基づく資格の認定を受けるまでの間、当該者に係る資格を停止するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成16年11月1日から施行する。
- 2 第4条の規定は、平成16年5月1日以降になされた合併等から適用する。
- 3 第5条の規定にかかわらず、平成16年5月1日から16年12月28日までの間に合併等を行った合併会社等は、平成16年度を基準年度とする入札参加資格審査申請と併せて、第3条の申請をすることができるものとする。

附 則（平成22年10月29日）

この要領は、平成22年度を基準年度とする入札参加資格審査から適用し、平成20年度を基準年度とする入札参加資格審査については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

合併等の区分	添付書類
会社の新設	ア 創立総会議事録（新設会社） イ 会社設立の日を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 ウ 登記事項証明書（新設会社） エ 定款（新設会社） オ 県税、法人税、消費税および地方消費税の納税証明書（新設会社） カ 営業所一覧表（新設会社）
合併	ア 株主総会議事録（合併等当事会社） イ 合併契約書 ウ 合併の日を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 エ 登記事項証明書（合併会社および合併等当事会社とも） オ 株主、出資者等一覧表（合併等当事会社） カ 定款（合併会社） キ 県税、法人税、消費税および地方消費税の納税証明書（合併会社） ク 営業所一覧表（合併会社）
事業の譲渡	ア 株主総会議事録（合併等当事会社等が会社の場合） イ 事業譲渡契約書 ウ 事業の譲渡の日を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 エ 会社にあつては登記事項証明書、個人にあつては市町村長の発行する身元証明書（事業譲渡者および事業譲受者とも） オ 株主、出資者等一覧表（事業譲渡者および事業譲受者とも） カ 定款（事業譲受者が会社の場合） キ 県税、法人税または申告所得税、消費税および地方消費税の納税証明書（事業譲受者） ク 営業所一覧表（事業譲渡者および事業譲受者とも）

経常建設共同企業体の結成	ア 共同企業体協定書 イ すべての構成員の定款 ウ すべての構成員の登記事項証明書 エ すべての構成員の株主、出資者等一覧表 エ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 オ すべての構成員の県税、法人税または申告所得税、消費税および地方消費税の納税証明書 カ すべての構成員の営業所一覧表
協業組合の設立	ア 協業組合の定款 イ 協業組合およびすべての組合員のの登記事項証明書 ウ 協業組合の設立認可書 エ 組合員名簿 オ すべての組合員の株主、出資者等一覧表 カ 協業組合の設立の日を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 キ 県税、法人税または申告所得税、消費税および地方消費税の納税証明書 ク 協業組合およびすべての組合員の営業所一覧表

- (注) 1 上記の他に必要と認められる書類の提出を求めることがあります。
- 2 合併等または業種の移転状況が分かる資料があれば添付してください。
- 3 事業の譲渡の場合は、建設業のすべてを譲渡し、事業譲受者は事業譲渡者と同じ建設業許可を有していることが要件となります。
- 4 上記に掲げる書類については、いずれも写しで構いません。ただし、官公署発行のものについては、申請書提出の日前3か月以内に発行されたものとしてください。

経営基盤強化に対する評価適用申請書

福井県知事 様

申請者 所在地
 商号または名称
 代表者氏名 ⑩
 担当者氏名
 電話番号

経営基盤強化の評価に係る事務処理要領第5条の規定により次のとおり申請します。
 なお、この申請書および添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

申請理由	1 2以上の個人による会社の設立 2 会社法の規定による合併 3 会社法の規定による事業の譲渡	
合併会社、営業譲渡者の状況	入札参加資格を有する業種	
合併等により消滅する会社等の状況	1 会社設立により建設業を廃止した個人 2 吸収合併により消滅した会社 3 新設合併により消滅した会社 4 事業の譲渡により建設業に係る事業を全部廃止した個人または会社	
	所在地	
	商号または名称	
	代表者氏名	
	入札参加資格の内容	

(注)

- 1 新設会社、合併会社または事業譲受者が申請してください。
- 2 「申請理由」の欄については、該当する番号を○で囲んでください。
- 3 「合併等により消滅する会社等の状況」の欄については、該当する番号を○で囲み、合併等により建設業を廃止する個人、消滅する会社および建設業に係る事業を全部廃止する個人または会社の所在地等を記入してください。なお、2業者以上ある場合は、別紙に記載してください。

経営基盤強化に対する評価適用申請書

福井県知事 様

申請者 経常建設共同企業体の名称
(経常建設共同企業体の代表者)

所在地

商号または名称

代表者氏名

㊞

〔 担当者氏名
電話番号 〕

経営基盤強化の評価に係る事務処理要領第5条の規定により、別紙誓約書その他必要書類を添えて、次のとおり申請します。

なお、この申請書および添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

構成員の状況			
	A	B	C
所在地			
商号または名称			
代表者氏名			
入札参加資格の内容			
役員の状況			
出資者の状況			

(記載要領)

- 1 この申請書は、経常建設共同企業体のうち、告示6（1）イ（イ）の規定により、経営基盤強化の評価を受けようとするもののみ提出してください。
- 2 「入札参加資格の内容」の欄には、入札参加資格を有するすべての業種について記入してください。
- 3 「役員の状況」の欄には、代表取締役、取締役、社外取締役、会社更生法第67条第1項または民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人ならびに委員会設置会社における執行役および代表執行役（非常勤を含む。）について、その役職および氏名を記入してください。
- 4 「資本的関係の状況」の欄には、会社法第2条第3号に規定する子会社ならびに同条第3号に規定する親会社（持株会社を含む。）および当該親会社の子会社（自社を除く。）について、その商号または名称を記入してください。

経営基盤強化に対する評価適用申請書

福井県知事 様

申請者 所在地
 名称
 代表者氏名 ④
 担当者氏名
 電話番号

経営基盤強化の評価に係る事務処理要領第5条の規定により次のとおり申請します。
 なお、この申請書および添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

組合員の状況				
	所在地	商号または名称	代表者氏名	入札参加資格の内容
A				
B				
C				
D				
E				

- 備考 1 組合員の数に応じ記入欄を適宜加除してください。
 2 「入札参加資格の内容」欄には、協業組合を設立した時点で、各組合員が有する福井県の建設工事競争入札参加資格の業種を記入してください。

様式第2号

番 号
年 月 日

経営基盤強化に対する評価適用決定通知書

所 在 地
商 号
または名称
代表者氏名

福井県土木部長

年 月 日付けの申請の内容については、適当であると認定しましたので経営基盤強化の評価に係る事務処理要領第6条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 評価適用業種

2 その他

次回の競争入札参加資格審査申請（定期年度）時においては、経営基盤強化に対する評価適用（継続）申請書（様式第3号）を提出すること。

様式第3号

年 月 日

福井県知事 様

申請者 所在地
商号
または名称
代表者氏名

年度の競争入札参加資格審査においても、下記の業種について、経営基盤強化による
加点措置適用の継続を希望しますので、経営基盤強化の評価に係る事務処理要領第7条の規定に
より下記のとおり申請します。

記

認定日	年 月 日			
認定内容	業 種	等級	業 種	等級

添付書類：経営基盤強化に対する評価適用決定通知書（様式第2号）の写し

経営基盤強化に対する評価適用取消しに伴う
競争入札参加資格認定取消通知書

所在地
商号
または名称
代表者氏名

福井県土木部長

年 月 日付けで経営基盤強化に対する評価措置の適用を認定しましたが、経営基盤強化の評価に係る事務処理要領第8条の規定により、認定を取り消し、併せて、認定取消後の競争入札参加資格について通知します。

1 取消理由

2 取り消した資格の内容

業種	共通項目点数	特別項目点数	総合点	等級

3 認定取消後の資格の内容

業種	共通項目点数	特別項目点数	総合点	等級

(注)「等級」の欄は、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、鋼構造物工事、ほ装工事、塗装工事および造園工事以外の業種については、資格があるものに○印を表示しています。